

氏名 _____

学籍番号 _____

次の10の文章の正誤を示し、正しければ番号に○を、誤っている場合には、その誤った個所に二重の取消線を引きなさい（10分間ミニテストなので理由まで書かなくても良いが理由を十分考えること）。

- 01 AがYに対して有する債権をBとXに二重譲渡した。BがAの委任を受けて確定日付のない譲渡通知をYに持参し、YがBに弁済したところ、翌日、確定日付のあるXへの譲渡通知の内容証明郵便がYに到達した。Yは、Xから請求されれば、二重に弁済せざるをえない。
- 02 Aは、Yとの間の建物建築工事請負契約に基づく請負報酬債権をXに譲渡し、Yが単純な承諾をしてしまった。この場合、Xからの支払請求に対して、Yは、右債権の譲渡後に生じた仕事完成義務不履行を事由とする当該請負契約の解除をもって、Xに対抗することができない。
- 03 AがYに対する α 債権をBとXに二重譲渡した。いったんXに対して口頭で単純な承諾をしてしまったYは、その直後にBへの譲渡について確定日付のある通知がAから届いたとしても、Bへの譲渡を知らなかったXからの α 債権の支払請求を拒絶することはできない。
- 04 指名債権が二重譲渡されていずれも確定日付のある通知を備えた場合、判例や供託実務によれば、債務者は、通知が同時に到達した場合も先後が不明の場合も、いずれの譲受人に弁済してもいいがいずれかに弁済しなければならず、債権者不確知を理由に供託をすることはできない。
- 05 AがBに対して有する弁済期未到来の120万円の債権全部をXとYに譲渡し、いずれもBに通知したが、確定日付はどちらにもなかった。弁済期到来後、Bがいずれに支払うべきか、支払わなければならないかについては、考え方が3とおり成り立つ。
- 06 AがYに対して有する債権をXとBに二重譲渡した。Xへの確定日付のない譲渡通知がYに到達した翌日に、確定日付のあるBへの譲渡通知の内容証明郵便がYに到達した。両方の通知が届いた後、Yは、債務者対抗要件を備えたXから請求されれば、支払わなければならない。
- 07 A社はY社に対する複数の売掛代金債権をXに譲渡し、債権譲渡登記を備えた。その後、Aが同一の債権をZに譲渡して確定日付のある対抗要件を備えても、XがZに優先する。それゆえ、YがZの請求に応じて弁済しても、XはYに弁済を請求できる。
- 08 A社がB社と合併し、X社となった。この場合、X社が、A社の有していたYに対する債権を行使する場合にも、債務者対抗要件を要する。
- 09 AがYに対して α 債権を有していて、この債権を担保するためY自身の所有する甲建物に抵当権を設定し登記をした。YがAに対して α 債権を全額弁済した後、抵当権の抹消登記がされないうちに、AがXに対して α 債権を譲渡し、Yがこれに対して誤って単純な承諾をしてしまった。この場合、Xは、弁済の事実を知らなかったとしても、登記に公信力がない以上、弁済により消滅した甲建物上の抵当権を取得できない。
- 10 確定日付のある通知または承諾がなければ権利取得を対抗できない「第三者」に該当する者は、多重譲受人、質権者、差押債権者、破産管財人、譲渡債権の保証人などである。